

東京都立大学

博士研究力強化支援プロジェクト

令和 8 (2026) 年度 応募要領

博士研究力強化支援プロジェクトは 2026 年 4 月 1 日時点で博士後期課程 2 年次又は 3 年次に在学し、2026 年度採用の学振特別研究員 DC2 への申請を行っている方が対象者となります。

※2026 年 4 月 1 日時点で博士後期課程 1 年次生は応募できません。

また、本プロジェクトはみやこ MIRAI プロジェクト開始に伴い、2027 年度末をもって廃止予定です。

はじめに

東京都立大学（以下「本学」という。）は、2023年度より『東京都立大学 研究力強化推進プロジェクト』をスタートさせました。このプロジェクトでは、「7つの戦略と21の取組」を策定しています。「研究教育環境の整備」「研究時間の確保」「若手研究者的人材育成」など、研究力の向上に資する戦略を全て網羅し、大学として取り組んでいくことを宣言したところです。この中で、本学は「戦略6 若手研究者的人材育成（16）博士後期課程学生支援」を設定し、2023年度に全学組織である博士人材支援室（以下「支援室」という）を設置しました。支援室では、多様な博士人材の支援にかかる様々な施策を実施しています。なお、2025年度より本学独自支援として新たに開始されたみやこMIRAI（Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative : MIRAI）プロジェクトの実施に伴い、博士研究力強化支援プロジェクトは、2027年度末をもって廃止する予定です。

1. 目的

東京都立大学博士研究力強化支援プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）への申請を促進することを目的として実施するものであり、個人の研究環境を提供するプロジェクトです。

2. 内容

特別研究員DC2に申請して不採用だった個人に対し、研究活動に専念して研究力の向上を図ることができる環境を提供するための経済的支援（生活費相当額）を実施します。

3. 対象研究科

全研究科

4. 採用予定人数

20名

5. 採用期間

2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間

ただし、標準修業年限内までの支援とします。

6. 経済的支援

研究力強化支援奨学金（生活費相当額）：年額180万円（月額15万円）

7. 応募資格

以下の要件すべてを満たす者とします。

(1) 本プロジェクト採用日時点において、東京都立大学大学院学則（平成17年度法人規則第

49号。以下「大学院学則」という。) 第3条第2項に規定する博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)2年次以上の年次相当(在学月数12か月以上36か月未満)に在学し、2026年度が採用年度となる特別研究員DC2へ申請を行っていること。

- (2) 本プロジェクトの趣旨や義務を十分に理解し、それらに同意する者。

ただし、申請時点において、次の(3)～(9)のいずれかに該当する者は、対象外とします。

- (3) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員
- (4) 国費外国人留学生等制度による支援を受ける留学生又は東京グローバルパートナー奨学生プログラムにより受け入れる留学生
- (5) 本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- (6) 所属機関から生活費相当額として年間240万円を超える給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得ている者※1
- (7) 休学中の者※2
- (8) 大学院学則第15条に規定する長期履修制度適用者※3
- (9) 東京都立大学領域リフレーミング(Arena Reframing: AR)双対型博士人材育成プロジェクト、東京都立大学次世代AIを志向した領域リフレーミング(Arena Reframing: AR)双対型博士人材育成プロジェクト又は東京都立大学みやこMIRAI(Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative: MIRAI)プロジェクトに採用されている者

※1: 資格確認のために、収入に関する証明書類等の提出を求めることができます。

※2: 現在休学中であっても、2026年4月1日時点において復学することが決まっている場合は応募可能です。

※3: 出産、育児、介護等の事由による長期履修制度適用者は除きます。

8. 採用学生の履行義務

本プロジェクト採用学生は、次に掲げる全ての事項を行わなければなりません。

- (1) 東京都立大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規則等に定める責務を果たすこと。
- (2) 本学が指定する研究倫理教育を履修すること。
- (3) 文部科学省科学技術・学術政策研究所(NISTEP)の博士人材データベース(JGRAD)に登録すること。
- (4) 本学が実施する各種調査に協力すること。
- (5) 本学が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること※4。

※4: 支援期間終了後にも連絡することができますので、連絡先のメールアドレスが変更になっ

た場合は必ず事務局へご連絡ください。

9. 採用学生への推奨事項

本プロジェクト採用学生は、次に掲げる事項について、積極的に対応することが推奨されます。

- (1) 論文の投稿、学会等への参加、発表を行うこと。

10. 採用取消等

- (1) 本学学生の身分を失った場合
 - (2) 本学を休学した場合
 - (3) 大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合
 - (4) 特別研究員に採用された場合（採用辞退の場合を含む。）
 - (5) 国費外国人留学生等制度又は東京グローバルパートナー奨学金プログラムにより受け入れる留学生のいずれかに採用された場合
 - (6) 留学生として本国から奨学金等による支援を受け入れる場合
 - (7) 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト、東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト又は東京都立大学みやこ MRAI (Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative : MIRAI) プロジェクトに採用された場合（採用辞退の場合を含む。）
 - (8) 上記 (4) から (7) 以外の重複受給不可とされている奨学金等受給生に採用された場合
 - (9) 年間 240 万円を超える給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得る場合
 - (10) 長期履修制度適用者となった場合（出産、育児、介護等の事由での適用者を除く。）
 - (11) 「8. 採用学生の履行義務」に定める義務を履行しなかった場合
 - (12) 東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 11 号）第 2 条 第 1 項第 2 号に規定する研究費の不正使用又は東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 68 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に規定する不正行為等があったと認められた場合
 - (13) その他学長が採用学生として適当でないと認めた場合
- なお、研究力強化支援奨学金の支給を受けるまでの間又は支給期間中に、上記のいずれかに該当した場合は、採用学生の資格を取り消し、既に支給した研究力強化支援奨学金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

11. 選考方法

「12. 選考基準」に基づき、博士人材支援室の議を経て学長が決定します。

12. 選考基準

特別研究員の書類選考の結果通知による特別研究員 DC 2 の補欠者及び不採用者から、次の各

号の順番で選出します。

- (1) 特別研究員 DC 2 の第二次選考結果が補欠であった者
- (2) 特別研究員 DC 2 の第二次選考結果が不採用であった者
- (3) 特別研究員 DC 2 の第一次選考結果が不採用であった者

ただし、(3) に該当する者が 2 名以上いる場合は、T スコアが上位である者を優先します。

13. 応募手続き

- (1) 募集期間

2026 年 2 月 3 日（火）～2 月 17 日（火）12：00（正午）（日本時間）【締切厳守】

- (2) 応募書類

・2026 年度採用分特別研究員申請にかかる審査結果（氏名と T スコアがわかる書類）（必須）
審査結果の見方は電子申請システムの操作手引（研究者養成事業用）を参照のこと。

- (3) 応募方法

以下の応募フォーム（外部リンク・LoGo フォーム）によりご申請ください。

応募フォーム：<https://logoform.jp/f/6V7le>

応募フォーム入力にあたっては、LoGo フォームへのアカウント登録が必須となります。

LoGo フォームについては、別紙「オンライン申請操作手順」をご確認ください。

- (4) 応募書類提出方法及び提出先

応募フォーム^{※5}へ入力後、「2026 年度採用分特別研究員申請にかかる審査結果」^{※6}をアップロードし、送信してください。送信後に返信メールが届かない場合は、事務局まで個別にご連絡ください。

なお、通知メールは、LoGo フォームのアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に、no-reply@logoform.jp から送信されます。このアドレスからのメールを受信できるよう、事前に受信設定を行ってください。

※5：応募フォームの入力事項（以下）についても審査に必要な項目として取り扱います。

アカウント登録時に必要な項目

- ◆ 氏名
- ◆ フリガナ
- ◆ 住所
- ◆ メールアドレス
- ◆ 性別
- ◆ 生年月日

応募フォームへの入力項目

- ◆ ローマ字氏名
- ◆ 学修番号

- ◆ 所属研究科・専攻（学域）
- ◆ 現在の学年
- ◆ 2026年4月1日時点での学年
- ◆ 博士後期課程における休学期間の有無
- ◆ 博士後期課程の修了時期（予定）
- ◆ 自宅電話番号
- ◆ 携帯電話番号
- ◆ 指導教員の氏名
- ◆ 指導教員の研究科・専攻（学域）
- ◆ 指導教員のメールアドレス
- ◆ 2025年1月1日～12月31日の期間に企業等から生活費相当額（240万円）を超える収入の有無
- ◆ 留学生に対する奨学金受給の有無
- ◆ 長期履修制度適用の有無
- ◆ 研究課題名
- ◆ 2026年度採用分 日本学術振興会特別研究員（DC）Tスコア
- ◆ 本プロジェクトへの同意確認

※6：応募者は、「2026年度採用分特別研究員申請にかかる審査結果」をPDFファイルに変換して添付してください。ファイル容量は10MB以内とし、ファイル名は以下のとおりとしてください。

- ① 「学修番号（半角数字）_研究科名_応募者氏名_特別研究員審査結果.pdf」
(例：24111111_理学研究科_都立太郎_特別研究員審査結果.pdf)
学修番号は現在のものを記載してください。

【留意事項】

- ・応募フォームは一度しか送信できませんので、ご注意ください。受付終了後の応募書類の差し替えはできませんので十分確認のうえ、ご提出願います。

14. 申込後の採用スケジュール・通知日

選考結果の通知は、LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に no-reply@logoform.jp から送信されます。通知時期は、3月中旬頃を予定しています。

15. 応募に関する注意事項

- (1) 応募手続完了後は、どのような事情があっても、入力事項及び書類の変更は認めません。
- (2) 応募手続等について変更があった場合は、本学の総合研究推進機構 HP (<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/>) 及び LoGo フォームから通知します。
- (3) 応募にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①選考(申請処理、選考実施)、②採用者発表、③採用手続業務を行うために利用することができます。また、同個人情報は、採用者のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援等)、③本プロジェ

クト関係に関する業務（研究力向上、キャリア支援、教育工学的視点からのプロジェクト評価改善等）を行うために利用することができます。

- (4) 本プロジェクトの採用学生となった場合、透明性確保の観点から所属や氏名等は公表されることがあります。
- (5) 応募書類における記載内容について虚偽の記載をした者は、採用後においても遡って取消すことがあります。

16. 経済的支援に関する注意事項

研究力強化支援奨学金は「奨学金」として支給されます。

17. その他

- (1) 支援学生は修業年限まで、最大2回申請することができる予定です。ただし支援人数については財政状況を鑑み、毎年変動する可能性があります。
- (2) 本プロジェクトの予算については、2026年度東京都歳入歳出予算が2026年3月31日までに東京都議会で可決された場合及び東京都公立大学法人の2026年度予算が理事長により決定された場合において、2026年4月1日に確定するものとします。

18. 問い合わせ先

お問い合わせは、以下東京都立大学博士人材支援室事務局メールアドレスへ御連絡ください。

東京都立大学博士人材支援室事務局（公募専用）

E-Mail : soutsui_entry■jmh.tmu.ac.jp (■を@に変更してください)

TEL : 042-677-1111(内線：5665・5676・5685・5670)

以上